

議案第 18 号

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 46 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市川市立稲荷木幼稚園の項を削る。

第 9 条の見出しを「(知的障害特別支援学級の設置)」に改め、同条中「市立稲荷木幼稚園に言語治療教室」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は平成 25 年 4 月 1 日から、附則第 3 項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 25 年度において市川市立稲荷木幼稚園に入園することのできる者は、市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例第 3 条の規定にかかわらず、5 才から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。この場合において、同条例第 2 条の表市川市立稲荷木幼稚園の項中「240 名」とあるのは、「120 名」とする。

(今後の措置)

- 3 市は、廃止される市川市立稲荷木幼稚園の施設の利用及びこれに置かれた言語治療教室について、今後子どもを取り巻く社会情勢、環境の変化等を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて、施設の利用にあっては発達障害児を支援する施設を設置し、若しくは放課後保育クラブを移転し、又は子どもの居場所づくり事業を実施する等の必要な措置を、言語治療教室にあっては他の幼稚園に設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

理 由

公立幼稚園の今後のあり方についての市川市幼児教育振興審議会の答申を踏まえるとともに、子どもを取り巻く社会情勢等を勘案し、施設の有効活用等を図ることにより子どもの福祉の向上に寄与するため、市川市立稲荷木幼稚園を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。